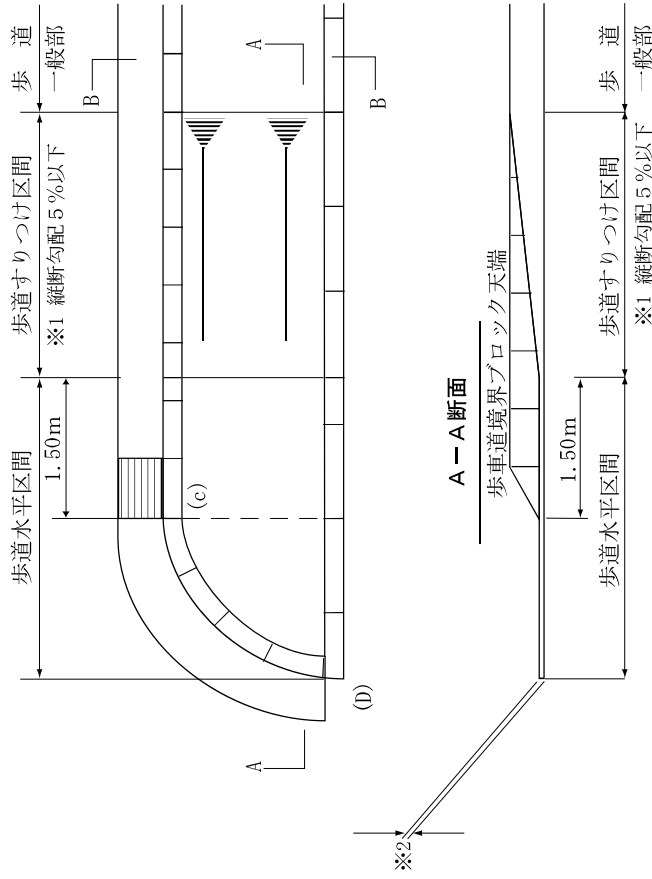


8. 歩道舗装工

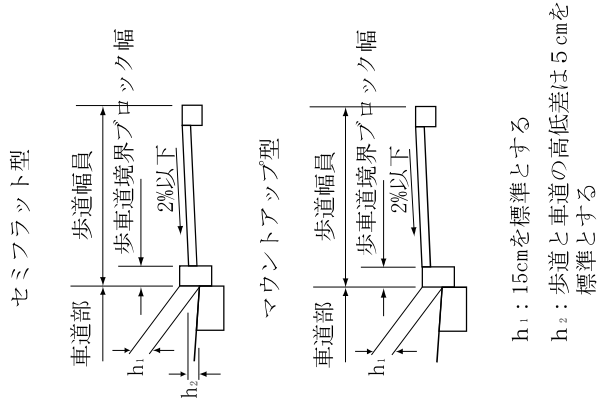
横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

歩道等の街角部

歩道切下げ平面図



B-B断面



- 注) 歩道水平区間については、街角部始点 (c) からすりつけ区間との1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、街角部終点 (D) から1.5m以上設ける。
- ※1 歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- ※2 歩道と車道との段差は2cmを標準とする。
- ※3 横断歩道部の街渠勾配は6%以下になるよう配慮する。

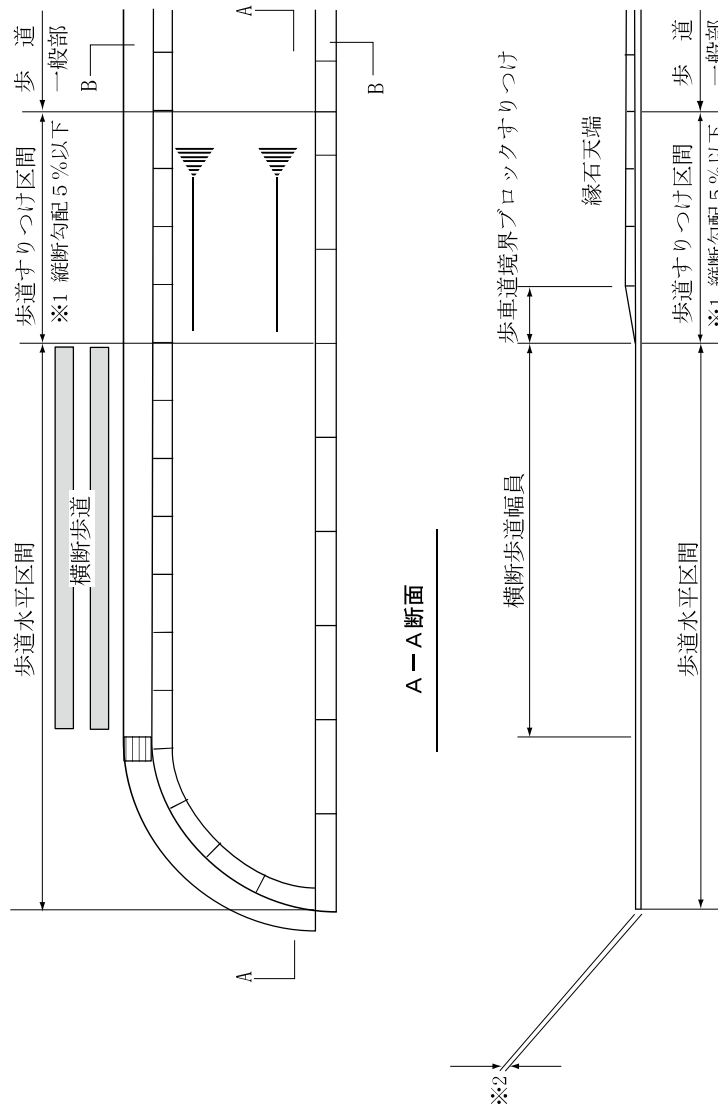
図面 横断歩道箇所等の車道とのすりつけ部標準構造図(歩道等の街角部)

大阪市建設局

横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

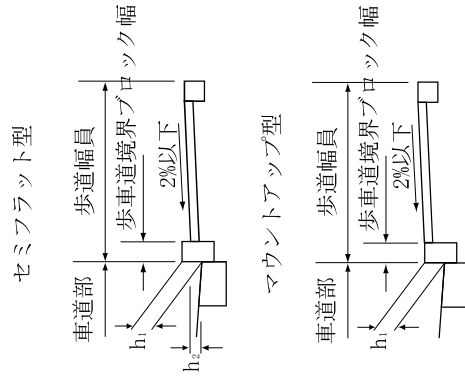
横断歩道箇所

歩道切下げ平面図



A-A断面

B-B断面



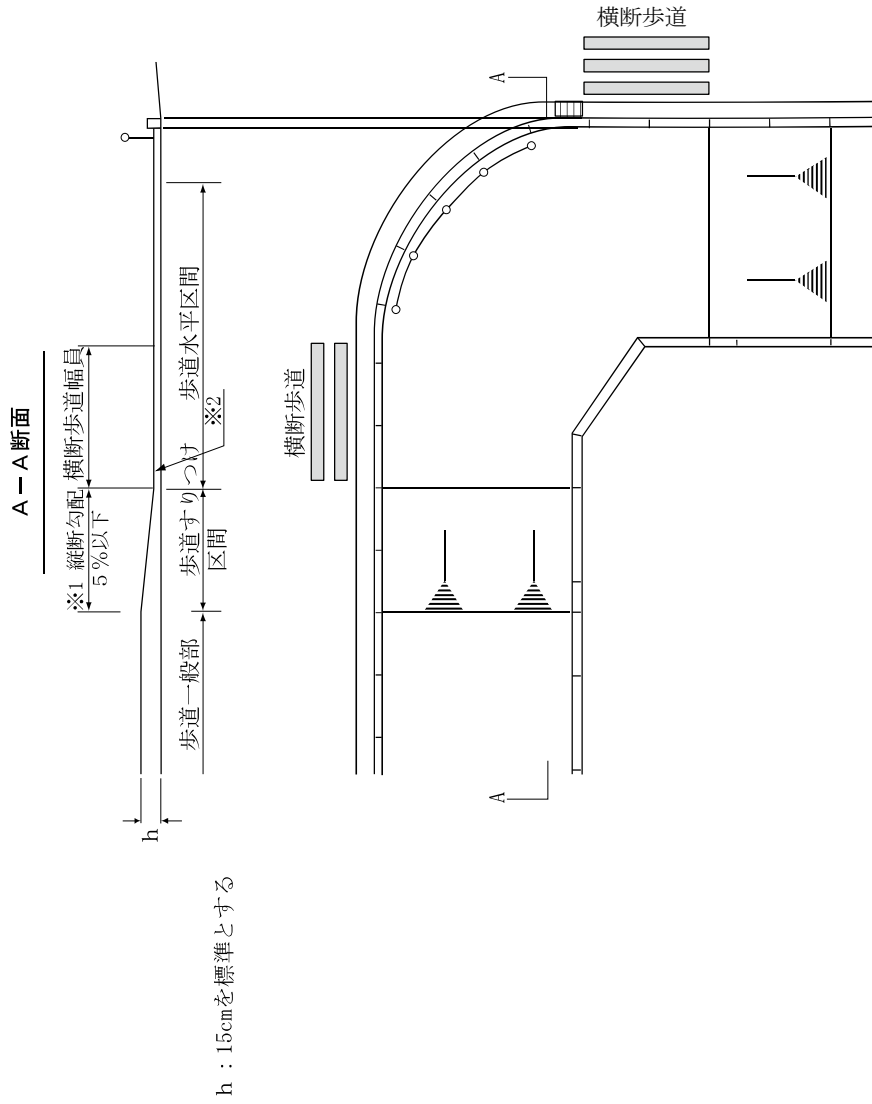
h₁ : 15cmを標準とする
 h₂ : 歩道と車道の高低差は5cmを標準とする

- ※1 歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- ※2 歩道と車道との段差は2cmを標準とする。
- ※3 横断歩道部の側溝勾配は6%以下になるよう配慮する。

図面	横断歩道箇所等の車道とのすりつけ部標準構造図(横断歩道箇所)
大阪市建設局	

横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

交差点に横断歩道がある場合



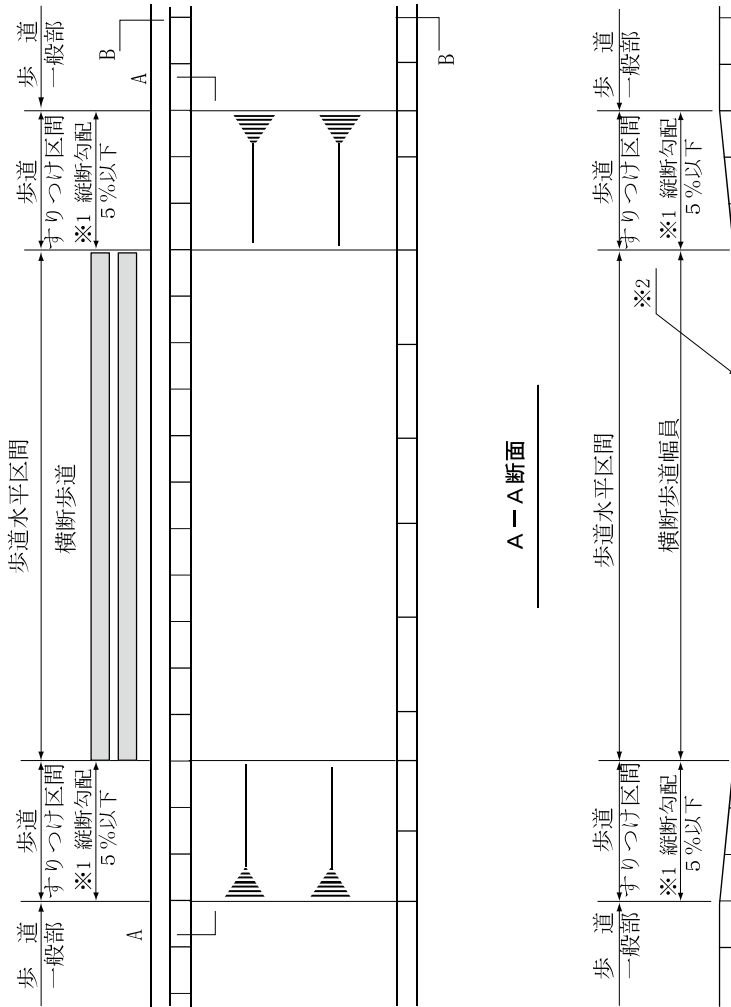
- ※1 歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- ※2 歩道と車道との段差は2cmを標準とする。
- ※3 横断歩道部の街渠勾配は6%以下になるよう配慮する。

図面	横断歩道箇所等の車道とのすりつけ部標準構造図 (交差点に横断歩道がある場合)
大阪市建設局	

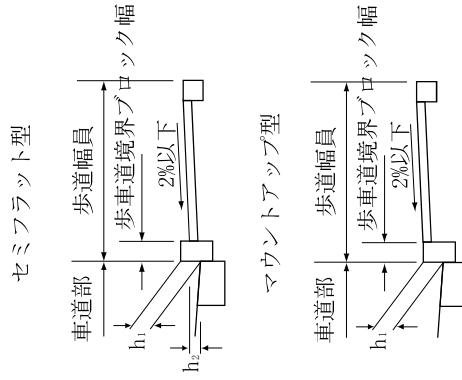
横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

交差点以外に横断歩道がある場合

歩道切下げ平面図



B-B断面



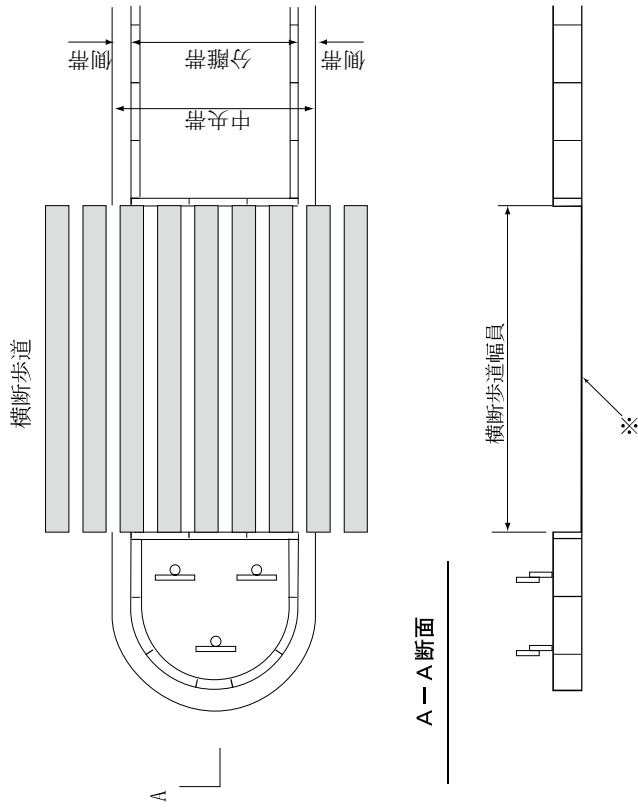
h_1 : 15cmを標準とする
 h_2 : 歩道と車道の高低差は5cmを標準とする

- ※1 歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- ※2 歩道と車道との段差は2cmを標準とする。
- ※3 横断歩道部の街渠勾配は6%以下になるよう配慮する。

図面	横断歩道箇所等の車道とのすりつけ部標準構造図 (交差点以外に横断歩道がある場合)
大阪市建設局	

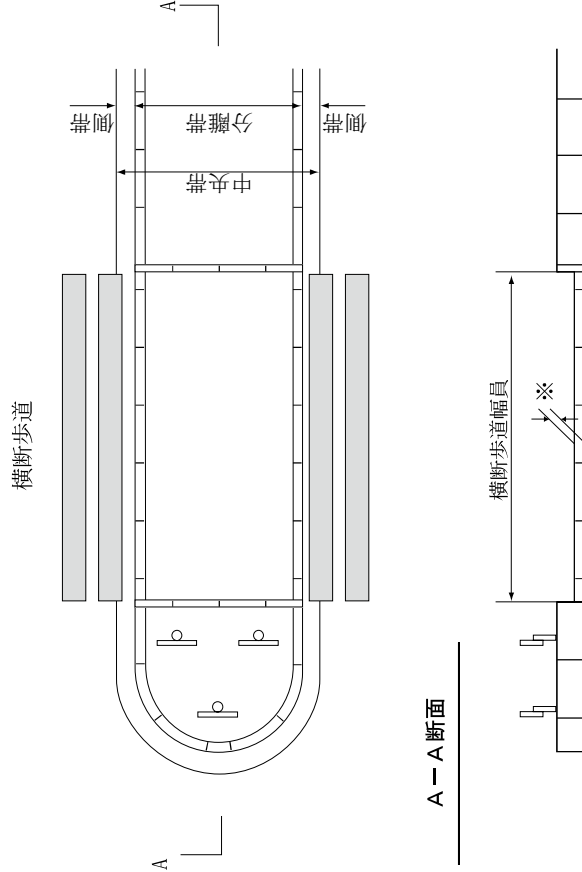
中央分離帯がある場合

滞留不可能な中央分離帯
(分離帯幅員2.00m未満)



※ 横断歩道個所の中央分離帯は構造物による構造分離は行わず、段差を設けないものとする。

滞留可能な中央分離帯
(分離帯幅員2.00m以上)



※ 横断歩道個所の中央分離帯と車道の段差は2cmを標準とする。

図面
横断歩道箇所における
分離帯の標準構造

大 阪 市 建 設 局